

カーボンクレジット活用ウェビナー第2回 その他の質問に対する回答

No.	質問内容	回答内容	回答者
No.1	「補助金について」教えてください。 設備導入の際に環境省より補助金をいただいた場合、次年度からはクレジット化可能なのでしょうか？	環境省の補助金を使用した場合、J-クレジット化することはできません。 ※経産省の補助金（SII補助金など）を使用した場合はJ-クレジット化可能です。 ※ご質問いただいている「クレジット」がJ-クレジットではない場合は、個別に確認が必要です。	株式会社バイウィル
No.2	GX-ETSが開始された場合、Jクレジットの供給量は、不足しますか？	GX-ETS Phase2に於けるクレジット使用量を予測することは現在では困難ですが、少なくとも、クレジット（J-クレジットとJCM）の使用上限は「排出量の10%」とされています。今後の対象企業各社の削減量や割当量次第ですが、仮に使用上限である「排出量の10%」近くクレジットが使用された場合は、非常に高い確率で供給量は不足すると考えられます。 （※）日本のCO ₂ 排出量を約10億t-CO ₂ とすると、GX-ETS Phase2 対象企業の排出量はその約60%に当たる6億t-CO ₂ 、その10%に当たる6,000万t-CO ₂ がクレジット使用可能上限です。これに対して、現在J-クレジットとJCMの在庫量（無効化されずに残っている量）は500万t-CO ₂ に満たない状態であることがその根拠です。	
No.3	2028年度に設定される、「炭素税」の価格は、2000～3000円/t（導入時は、緩く）と予想していますが、如何ですか？	化石燃料賦課金に関するご質問と解釈して回答させていただきます（GX-ETS や カーボンクレジット市場価格、あるいは石油石炭税や再エネ賦課金などのカーボンプライシング関連の価格等と混同しないようにご注意ください）。 現時点で、化石燃料賦課金の単価を高い精度で予測することは難しい状況です。しかし、可能性としては、ご提示いただいた「2,000～3,000円/t」よりも低い水準になる可能性が高い状況です。	
No.4	環境の取り組みに対する効果は、どのように数値化できるのか教えていただけないでしょうか。	様々な指標が考えられますが、一例として、「ESG指標」「エンゲージメント指数」「ブランド好意度」「リスク収益額」などが挙げられます。 また、本質的には、企業ごとに「環境の取り組みを行う目的」を具体的に設定し、その目的に沿っているか、効果が出ているかを指標化・数値化すべきです。	
No.5	顧客は、品質、コストを最優先しているように感じますが、カーボンクレジット活用にバーパスやその発信が必要になるのでしょうか。両者に直接の関連性はないと思うのですが。	仰る通り、カーボンクレジット活用にバーパスやその発信が必要という訳ではありません。 お伝えしました通り、カーボンクレジット活用の目的を「企業としてのブランド力向上」とするのであれば、対外発信が非常に重要であり、その際に、バーパスなどの上位概念と接続して発信することで効果を高めることが可能である、ということが趣旨です。	
No.6	カーボンクレジット活用の価値があるということを理解しているのですが、今は法規制対応や算定がメインで、オフセットのメリットなど対外的に説明してもなかなか理解を得ることができず、課題と感じています。どのように説明すれば理解が得られるとお考えでしょうか。 また、クレジットを活用された企業様から、活動を対外的にアピールしたことで、実際どのような影響・効果があったのかご存じでしたら教えて頂けますでしょうか。	いくつかのステップが考えられますが、 ①：カーボンクレジットを活用する目的や意義を明文化する（カーボンクレジット活用ポリシーの策定） ②：①に沿ったアクションプランニング ③：①に沿った成果の主張（対外発信） は必須のプロセスです。 仰る通り、このプロセスをしっかりと踏んだからと言って社内外の理解が得られるとは限りませんが、「引き合い数」「成約率」「顧客数」「営業利益率」などの指標で明確な成果を出した企業は存在します。主に①③のプロセスで検討ください。	
No.7	分譲マンションを販売しているマンションデベロッパーとしてできることは何かありますでしょうか。 例えば、クレジットの項目で、「省エネ設備の導入」とありますが、入居者または施工会社が使えるイメージなので、マンションデベロッパーは獲得できるクレジット項目が無いように感じました。 上記内容についていかがでしょうか。	主に共用部についてですが、太陽光パネル設置などにより、マンションデベロッパーや関連事業者がクレジットを獲得している事例は存在します。 様々な方法論や、プログラム型と呼ばれるプロジェクトタイプもありますし、複数社で協業する事例もありますので、今後検討する余地は十分にあると思います。	東京都
No.8	親会社GX-ETSに参画する場合、子会社にも「密接関係者制度」で親会社同様の義務対象となりうるのでしょうか？	一概には言えないので、個別に確認された方がよいですが、GX-ETS Phase2 は、一律に連結子会社であるからと言う理由で対象企業になる訳ではありません。	
No.9	カーボンクレジットの創出について自社の活動が対象になっているのか、気軽に相談できる窓口等はあるのでしょうか。イチ担当者であり詳しくないため、まずは簡単な相談ができるとありがたいです。	各認証機関の事務局にて問い合わせを受け付けています（J-クレジットの場合にはJ-クレジット制度事務局（ https://japancredit.go.jp/contact/ ））。また、サステナビリティ関連のコンサルティングサービスを提供している企業等もございます。 なお、企業の脱炭素経営全般に関するご相談は、「HTT実践推進ナビゲーター」までお問合せください。（ https://www.httnavi.metro.tokyo.lg.jp/ ）	